

所得段階別介護保険料（第9期計画）

令和6年度～令和8年度（第9期計画）の保険料区分

所得段階	対象者	割合	年間保険料額 ^{※1} (令和6年度～令和8年度)
第1段階	生活保護または老齢福祉年金を受給している方 世帯全員が市民税非課税で本人の公的年金等収入額 と合計所得金額の合計が80万円以下の方 ^{※2}	基準額 × 0.42	26,800円 ^{※3}
第2段階	世帯全員が市民税非課税で本人の公的年金等収入額 と合計所得金額の合計が80万円を超えて120万円以下 の方 ^{※2}	基準額 × 0.57	36,400円 ^{※4}
第3段階	世帯全員が市民税非課税で本人の公的年金等収入額 と合計所得金額の合計が120万円を超える方 ^{※2}	基準額 × 0.69	44,000円 ^{※5}
第4段階	本人が市民税非課税（世帯に市民税課税者がいる） で本人の公的年金等収入額と合計所得金額の合計が 80万円以下の方 ^{※2}	基準額 × 0.88	56,200円
第5段階	本人が市民税非課税（世帯に市民税課税者がいる） で本人の公的年金等収入額と合計所得金額の合計が 80万円を超える方 ^{※2}	基準額 × 1.0	63,800円
第6段階	本人が市民税課税で合計所得金額が120万円未満の方	基準額 × 1.1	70,200円
第7段階	本人が市民税課税で合計所得金額が120万円以上 210万円未満の方	基準額 × 1.25	79,800円
第8段階	本人が市民税課税で合計所得金額が210万円以上 320万円未満の方	基準額 × 1.4	89,400円
第9段階	本人が市民税課税で合計所得金額が320万円以上420 万円未満の方	基準額 × 1.55	98,900円
第10段階	本人が市民税課税で合計所得金額が420万円以上520 万円未満の方	基準額 × 1.9	121,300円
第11段階	本人が市民税課税で合計所得金額が520万円以上620 万円未満の方	基準額 × 2.1	134,100円
第12段階	本人が市民税課税で合計所得金額が620万円以上720 万円未満の方	基準額 × 2.3	146,800円
第13段階	本人が市民税課税で合計所得金額が720万円以上820 万円未満の方	基準額 × 2.4	153,200円
第14段階	本人が市民税課税で合計所得金額が820万円以上 1,000万円未満の方	基準額 × 2.5	159,600円
第15段階	本人が市民税課税で合計所得金額が1,000万円以上の 方	基準額 × 2.6	166,000円

※1 年間保険料額は100円未満を切り捨てています

※2 第1～5段階について、合計所得金額に給与と所得が含まれている場合には、当該給与と所得の金額（所得金額調整控除の適用がある場合には、適用前の金額）から10万円を控除します（控除後の額が0円を下回る場合には0円とします）。

※3 公費軽減により、基準乗率(0.42)から公費軽減(-0.17)を実施した保険料額(15,900円)となります。

※4 公費軽減により、基準乗率(0.57)から公費軽減(-0.2)を実施した保険料額(23,600円)となります。

※5 公費軽減により、基準乗率(0.69)から公費軽減(-0.005)を実施した保険料額(43,700円)となります。